

請願番号	令和3年請願第5号
件名	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願
受理年月日	令和3年6月10日
紹介議員	須田眞、高橋正、石川宗一郎、浅野雅樹
付託委員会	総務委員会

(請願要旨)

たばこ販売組合を組織する零細かつ経済基盤の弱いたばこ販売事業者は、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、地方財政及び地域社会の発展に貢献していると自負している。岐阜市でも平成30年度には25億3,000万円以上の市たばこ税が納付され、市民への行政サービスに使われた。

改正健康増進法や地方自治体における独自の上乗せ条例、ガイドラインによる喫煙規制の強化、さらには、度重なるたばこ税増税等により我々の営業は深刻な状態に陥っている。令和2年4月1日からは改正健康増進法が全面施行され、喫煙できる機会が一層制約されたことから、今後さらに消費量が落ち込み、我々の営業に大きな打撃が加わるとともに、市たばこ税も大きく減収するものと考える。岐阜市においても、平成26年度に約28億6,000万円あった市たばこ税が平成30年度には約25億3,000万円、約11.5%減少しており、今後も右肩下がりの傾向が続くことにより、行政サービスの質及び量が低下しないか心配される。

さらには、高額なたばこ税を負担している喫煙者が大変つらい思いを強いられており、我々は行政に対して何らかの配慮を講ずるよう提言せざるを得ない。喫煙者は、飲食店をはじめ第二種施設の多くで屋内での一服を楽しむことができなくなり、仕方なく屋外に出て一服しているが、これにより望まない受動喫煙、吸い殻のポイ捨てや歩きたばこの横行、さらには、火災の発生が危惧される。

我々は、継続的、安定的な税収の確保、望まない受動喫煙の防止及び環境美化の観点から、喫煙者を排除するのではなく、必要な場所に必要な数の喫煙場所を適切に設け、非喫煙者と喫煙者が仲よく共存する環境整備が大切だと考える。望まない受動喫煙等を防ぐことから、非喫煙者からも歓迎される施策ではないか。

たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、大人には喫煙のリスクに関する情報を基に、喫煙するかを自ら判断し、個人の嗜好として楽しむ自由がある。また、税収面でも、平成30年度において9,900億円近くの地方たばこ税収入があり、地方財政の一般財源として大きく貢献している。

令和2年度与党税制改正大綱において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされており、これを受けて、総務省自治税務局からも各自治体に対し、屋外分煙施設等の整備を図るために積極的な地方たばこ税の活用の検討を求める通知が発信されている。

以上の趣旨に基づき、下記事項について請願する。

記

- 岐阜市が所有、管理する公共施設及び場所のうち集客が多い施設等について、非喫煙者及び喫煙者双方に配慮した箇所に受動喫煙対策としての喫煙場所の設置を検討するとともに、喫煙場所の維持管理など分煙環境整備等に対し、岐阜市に納付される地方たばこ税の一部を活用されることを強く求める。

審議結果	令和3年6月28日(月)	継続審査
審議結果	令和3年9月27日(月)	継続審査